

福岡県規則第二十八号（平成二十二年六月四日）

福岡県地域医療医師奨学金貸与条例施行規則

（趣旨）

第一条 この規則は、福岡県地域医療医師奨学金貸与条例（平成二十二年福岡県条例第六号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

（用語）

第二条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

（大学等）

第三条 条例第二条第一号に規定する規則で定める大学は、次のとおりとする。

名 称	所 在 地
学校法人久留米大学	久留米市旭町六十七番地

2 条例第二条第三号に規定する規則で定める診療科等は、外科、小児科、産婦人科、救急科、麻酔科及び総合診療とする。

（貸与の資格）

第四条 条例第三条第五号イに規定する規則で定める者は、県外に住所を有する者であつて、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 奨学金を受けようとする者が未成年であるときは、その者の親権者又は後見人が県内に住所を有している者
 - 二 奨学金を受けようとする者が成年であるときは、その者が成年となる日においてその者の親権者又は後見人であつた者が県内に住所を有している者
- （指定期間の算定方法）

第五条 条例第二条第四号の指定勤務（以下「指定勤務」という。）が月の途中から開始されたものとみなし、月の途中で終了したときは当該指定勤務は当該終了した日の属する月の前月の末日に終了したものとみなす。

2 前項の規定による指定勤務をした期間の算定に当たっては、臨床研修を受けた期間を含むものとする。

（貸与額）

第六条 条例第四条に規定する規則で定める奨学金の額は、月額十万円とする。

(奨学金の交付)

第七条 奨学金は、年四回次の表に定める日までに、送金により交付するものとする。ただし、特別の理由があるときは、この限りでない。

区分	交付月分	交付の日
第一回	四・五・六月分	五月十五日
第二回	七・八・九月份	八月十五日
第三回	十・十一・十二月分	十一月十五日
第四回	一・二・三分	二月十五日

(貸与の申請)

第八条 条例第五条第一項に規定する申請をしようとする者は、福岡県地域医療医師奨学金貸与申請書(様式第一号)に次の各号に掲げる書類を添付して、知事に提出しなければならない。

- 一 住民票の写し
- 二 誓約書(様式第二号)

(貸与の決定)

第九条 知事は、条例第五条第二項の規定により奨学金の貸与の適否を決定したときは、福岡県地域医療医師奨学金貸与承認通知書(様式第三号)又は福岡県地域医療医師奨学金貸与不承認通知書(様式第四号)により申請者に通知するものとする。

(貸与契約)

第十条 奨学金の貸与についての契約は、福岡県地域医療医師奨学金貸与契約書(様式第五号)により締結するものとする。

2 知事は、奨学金の貸与が終了したとき、又は条例第七条の規定により貸与を中止したときは、別に定める方法により、被貸与者(条例第七条第一号の規定により貸与を中止した場合にあっては、法定代理人又は連帯保証人(以下「連帯保証人等」という。))に、当該貸与を受けた者が返還すべき額を通知するものとする。

(連帯保証人)

第十一条 条例第六条に規定する連帯保証人は、次に掲げる要件を備えていなければならない。

- 一 原則として県内に居住し、かつ、独立の生計を営む成人であること。
- 二 奨学金を受けようとする者が未成年であるときは、連帯保証人のうち一人は、その者の親権者又は後見人であること。
- 三 この奨学金について、他に保証していないこと。
- 2 前項の規定にかかわらず、知事が保証能力があると認めた場合は、その者を連帯保証人とすることができる。
- 3 連帯保証人が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、速やかに代替りの連帯保証人を立てなければならない。ただし、知事がやむを得ないと認めた場合は、この限りでない。
 - 一 死亡したとき。
 - 二 第一項の要件に該当しなくなったとき。
 - 三 破産手続開始の決定を受けたとき。
 - 四 その他連帯保証人として適当でなくなったと認められるとき。

(貸与の中止等)

第十二条 知事は、条例第七条の規定により奨学金の貸与を中止したときは、福岡県地域医療医師奨学金貸与中止決定書（様式第六号）により奨学生（同条第一号の規定により貸与を中止した場合にあっては、連帯保証人等）に通知するものとする。

2 知事は、条例第八条の規定により奨学金の貸与を休止したときは、福岡県地域医療医師奨学金貸与休止決定書（様式第七号）により奨学生に通知するものとする。

(貸与再開の申請等)

第十三条 条例第八条の規定により奨学金の貸与を休止された者は、休学等の事由が消滅したときは、福岡県地域医療医師奨学金貸与再開申請書（様式第八号）に当該事由の消滅を証する書類を添付して、知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項に規定する申請があったときは、審査の上、奨学金の貸与の再開の適否を決定し、福岡県地域医療医師奨学金貸与再開承認通知書（様式第九号）又は福岡県地域医療医師奨学金貸与再開不承認通知書（様式第十号）により当該申請者に通知するものとする。

(返還方法)

第十四条 条例第九条ただし書に規定する返還は、年賦の均等払方式により、貸与が終了した日、条例第七条の規定により貸与が中止された日、条例第十一条に規定する返還債務の履行を猶予された期間が終了した日又は第十六条第五項の規

定により返還債務の履行猶予を中止された日(以下「貸与等終了日」という。)の翌日から起算して六年以内に行うものとする。

2 条例第九条ただし書に規定する返還の申請をしようとする者は、貸与等終了日の翌日から起算して十五日以内に福岡県地域医療医師奨学金返還方法承認申請書(様式第十一号)を知事に提出しなければならない。

3 知事は、前項に規定する申請があったときは、審査の上、その適否を決定し、福岡県地域医療医師奨学金返還方法承認通知書(様式第十二号)又は福岡県地域医療医師奨学金返還方法不承認通知書(様式第十三号)により当該申請者に通知するものとする。

(利息等の計算)

第十五条 条例第十条に規定する利息及び延滞金の額の計算についての年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、三百六十五日当たりの割合とする。

2 条例第十条に規定する利息及び延滞金の額に百円未満の端数があるときは、その端数をそれぞれ切り捨てるものとする。

(返還債務の履行猶予の申請等)

第十六条 条例第十一条に規定する返還債務の履行の猶予を受けようとする者又は受けている事由を変更しようとする者は、当該事由が生じた日の翌日から起算して十五日以内に、福岡県地域医療医師奨学金返還猶予(猶予事由変更)申請書(様式第十四号)に当該事由を証する書類を添付して、知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項に規定する申請があったときは、審査の上、その適否を決定し、福岡県地域医療医師奨学金返還猶予(猶予事由変更)承認通知書(様式第十五号)又は福岡県地域医療医師奨学金返還猶予(猶予事由変更)不承認通知書(様式第十六号)により当該申請者に通知するものとする。

3 条例第十一条第一号の規定に該当することにより返還債務の履行を猶予されている者は、当該猶予期間中に指定勤務を行う病院等を変更したときは、当該変更をした日の翌日から起算して十五日以内に、指定勤務先変更届(様式第十七号)に当該変更の事実を証する書類を添付して、知事に届け出なければならない。

4 条例第十一条第一号の規定に該当することにより返還債務の履行を猶予されている者は、毎年四月一日から同月三十日までの間に、指定勤務を行っている病院等の就労証明書(様式第十八号)を知事に提出しなければならない。

5 条例第十一条の規定により返還債務の履行を猶予された者が同条各号に掲げる事由に該当しなくなったと認められるときは、知事は、同条に規定する返還債

務の履行の猶予を中止し、福岡県地域医療医師奨学金返還猶予中止決定書（様式第十九号）により当該返還債務の履行を猶予されている者に通知するものとする。

（返還債務の免除の申請等）

第十七条 条例第十二条に規定する返還債務の当然免除又は条例第十三条に規定する返還債務の裁量免除を受けようとする者は、当該免除の事由が発生した日の翌日から起算して十五日以内に、福岡県地域医療医師奨学金返還免除申請書（様式第二十号）に当該免除の事由を証する書類を添付して、知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項に規定する申請があったときは、審査の上、その適否を決定し、福岡県地域医療医師奨学金返還免除承認通知書（様式第二十一号）又は福岡県地域医療医師奨学金返還免除不承認通知書（様式第二十二号）により当該申請者に通知するものとする。

（届出等）

第十八条 奨学生又は被貸与者は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、その事実の発生した日から起算して十五日以内に、福岡県地域医療医師奨学金貸与辞退届（様式第二十三号）又は福岡県地域医療医師奨学金貸与休止届（様式第二十四号）に当該事実を証する書類を添付して、知事に届け出なければならない。

- 一 大学を退学したとき。
- 二 心身の故障のため修学を継続する見込みがなくなったとき。
- 三 奨学金の貸与を受けることを辞退しようとするとき。
- 四 大学を休学したとき。
- 五 大学において停学処分を受けたとき。
- 六 大学を留年したとき。
- 2 前項各号に掲げる場合のほか、本人又は連帯保証人の住所、氏名その他重要な事項として知事が別に定めるものに変更があったときは、福岡県地域医療医師奨学金変更届出書（様式第二十五号）に当該変更を証する書類を添付して、知事に届け出なければならない。
- 3 連帯保証人等は、奨学生又は被貸与者が死亡したときは、直ちに死亡届（様式第二十六号）にその事実を証する書類を添付して、知事に届け出なければならない。
- 4 奨学生は、奨学金の貸与期間中、毎年四月三十日までに、前学年における学業

成績証明書を知事に提出しなければならない。ただし、入学した日の属する年を除く。

(補則)

第十九条 この規則に定めるもののほか、奨学金の貸与に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成二十二年四月一日から適用する。

附 則 (平成二十九年規則第五十八号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の福岡県地域医療医師奨学金貸与条例施行規則の規定は、平成二十九年六月三十日以後に奨学金の貸与を開始する者について適用し、同日前に奨学金の貸与を開始した者については、なお従前の例による。

附 則 (令和三年規則第四十四号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の福岡県地域医療医師奨学金貸与条例施行規則の規定(第三条第二項の規定を除く。)は、平成二十九年六月三十日以後に奨学金の貸与を開始する者について適用し、同日前に奨学金の貸与を開始した者については、なお従前の例による。

3 この規則による改正後の福岡県地域医療医師奨学金貸与条例施行規則第三条第二項の規定は、平成二十九年六月三十日前に奨学金の貸与を開始した者においては、同項中「外科」とあるのは「外科(脳神経外科及び整形外科等の外科標榜科を含む。)」と読み替えるものとする。

附 則 (令和四年規則第 号)

(施行期日)

この規則は、令和四年四月一日から施行する。